

4 村田 文明 議員



- 1 部活動の地域移行に係る各見直しについて
- 2 福祉バス（たら丸バス）の更新と制度見直しについて
- 3 岩内町空き家等対策計画の進捗について
- 4 手話言語条例の制定とろうあ者に対する支援体制について

1 部活動の地域移行に係る各見直しについて

令和4年12月にスポーツ庁と文化庁の両庁名で、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。公立中学校の休日の部活動については、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期の実現を目指すこととされました。

現在、岩内町では小中一貫義務教育学校、岩内中央学園の開校に向けて建設等のハードはもちろんのこと、制度や地域との関わりなど広い範囲のソフトについても検討し、若しくは検討を予定しています。その中においても、部活動については大きな検討事項の一つであります。そのような中、先のガイドラインを受けて地域スポーツクラブ活動体制整備事業、運動活動の地域移行等に向けた実証事業も実施していると伺っています。

部活動の地域移行は児童生徒の選択肢が広がる可能性や専門的な指導が受けられやすくなる可能性のほか、教員業務のスリム化による働き方改革が期待できる等がある一方で、指導者や受け皿の確保が容易ではない、児童生徒の安全上の不安がある、保護者の経済的負担が予想される等の指摘もあることから慎重な議論がなされています。

令和8年の岩内中央学園開校に向けて、学校に係る様々な改革を行っている現在がデメリットを退ける最も重要な時期であり、メリットを最大限とするチャンスであると認識しています。

また、部活動や地域クラブ活動及びその大会等に対する支援や助成は、もう既に現状とそぐわないとの指摘もされており、部活動の地域移行は段階的になされることが妥当との観点からも、段階的かつ柔軟に見直しが必要と考えます。

これらを受けて以下質問します。

1、地域スポーツクラブ活動体制整備事業とは何なのか。岩内町として現在何をどのように取り組んでいるのか。

また、吹奏楽等の文化芸術活動体制に対してはどのように整備していくのか。

2、質の高い指導を行う上で各種資格を有する指導者が必要である。半面その確保に難航している自治体が多いが、岩内町の現在の見通しは。

土日や時間外に指導を行う教員や部活指導員に対する手当や報酬が拡充されるべきと考えるが町の見解は。

また、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る国や道からの補助や支援は。

3、部活動の地域移行に伴って、それぞれの団体が活動する場所は岩内中央学園内では足りず町内各所へ広がるのが予想される。場所の選定はもとより設備の整備が必要。特に運動公園内の各施設は持てるポテンシャルを最大限に発揮するために再整備が必要と考える。町の見解は。

また、整備を図る場合に地域スポーツクラブ活動体制整備事業等に係る国や道からの助成は有り得るのか。その場合はどのような助成の方法が有り得るのか。

4、学校からそれぞれの活動場所への移動方法についても今から考慮すべきと考える。スクールバスの導入やノッタライン等の地域公共交通の見直し、自転車の利用等について町の見解は。

5、大会の出場要件に資格を有する指導者を要件とする場合もある。適切な資格を有する指導者の確保を支援すると共に、審判資格や指導資格の取得の支援が必要だが町としての見解は。

また、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る国や道からの補助や支援はあるのか。

6、現状の各種大会等への参加に対する補助金交付が、実際に出場している大会に即していないとの指摘がなされている。部活の地域移行の観点で考えると現状対象とされていないクラブ活動や、近年新たに開催されてる大会にも手当をするよう見直すべきである。それらを含めた要綱に記載のない地域組織や大会に対して、地域移行や対象となる大会が整備されるまで柔軟な対応を取ることができるように措置すべきと考えるが町の見解は。

また、福祉バスが各種事情で利用できない場合に札幌市教育旅行貸切バス経費助成金のようなバス経費を補完等するための助成も必要と考えるが町の見解は。

7、子育て世帯の財政的負担が問題とされる昨今において、各種大会等への参加に対する補助金交付が措置される要件や額の拡充が必要と考える。今までの年間予算300万程度では足りないので、予算の拡充も併せて行うべきと考えるが町の見解は。

【答 弁】
教 育 長：

1項めは、地域スポーツクラブ活動体制整備事業とは何なのかと、現在、何をどのように取り組んでいるのかと、吹奏楽等の文化芸術活動体制に対しては、どのように整備していくのかについてであります。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業とは、中学校の休日における運動部活動の段階的な地域移行に伴う、市町村の体制整備に向けた国の支援策であり、地域のスポーツ活動への移行体制の構築に必要な指導者の謝金や、説明会の開催などの経費に対し、その一部を国が支援する事業であります。

次に、現在、何をどのように取り組んでいるのかについてであります。

中学校の休日における部活動の段階的な地域移行につきましては、休日の部活動を外部に移行するもので、国においては、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携や、地域クラブ活動の移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとしていることから、教育委員会といたしましては、休日の部活動の移行先となる地域団体との連携や活動体制を構築していくことを目的に、現在、検討を進めているところであります。

活動体制の例といたしましては、行政が主体となり運営するほか、民間団体や体育協会、保護者会等に運営を委ねるなど様々な例が挙げられますが、教育委員会といたしましては、まず、教育委員会が主体となり、新たな地域クラブを立ち上げ運営するという活動体制が、岩内町に即した現実味のある形と考え、現在、各中学校に協力を依頼し、試験的に休日の活動を開始するよう準備を進めております。

本年度における具体的な活動につきましては、地域より指導者を確保できた部活動種目より段階的に進めることとし、現時点では、陸上、バスケットボールにおいて、試行を予定しております。

次に、吹奏楽等の文化芸術活動体制に対しては、どのように整備していくのかにつきましては、今後、運動部活動と同様に地域及び各団体と協議を深め、その体制整備に取り組んでまいります。

2項めは、各種資格を有する指導者確保の見通しと、教員や部活動指導員に対する手当や報酬の拡充についてであります。

1項めで答弁いたしました教育委員会が主体となり運営しようとしている地域クラブにおきましても、地域の指導者の確保は喫緊の課題であり、現時点では、その課題解決には至っておりません。

教育委員会といたしましては、スポーツ関係では、町で委嘱しているスポーツ推進委員や岩内体育協会及び協会に加盟している各スポーツ団体、芸術文化関係では、岩内町文化団体協議会に加盟している各文化芸術団体や岩内美術振興協会などにご協力を仰ぎながら、適格者をご紹介いただいたり、活動意欲のある教員に依頼し、兼職兼業として指導者になっていただくなど、様々な方法を模索しながら指導者確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、教員や部活動指導員に対する手当や報酬の拡充につきましては、部活動の指導をする教員等に対する手当は、北海道教育庁で定められており、部活動指導員は、身分が町の会計年度任用職員となるため、勤務内容や勤務時間等により、報酬等を定めることから、土日や時間外の指導に限っての拡充は考えておらず、地域スポーツクラブ活動体制整備事業においても、教員や部活動指導員の手当や報酬に対する補助や支援はありません。

3項めは、部活動の地域移行に伴う活動場所の選定及び施設の整備と、その

助成についてであります。

現在、部活動が活動している学校以外の施設につきましては、運動公園の野球場、陸上競技場及びサッカー・ラグビー場であります。

部活動の地域移行に伴い、今後、活動する団体、活動場所、活動内容等、活動の実情に合わせ必要性を鑑み、運動公園をはじめとする各施設において施設所管課と情報を共有し、整備の検討を進めてまいります。

なお、運動公園の施設の整備につきましては、社会資本整備総合交付金の活用を想定しているところであり、地域スポーツクラブ活動体制整備事業においては、施設の整備にかかる費用の支援はありません。

4項めは、学校からそれぞれの活動場所への移動方法についてであります。

部活動における活動場所への移動方法につきましては、通学手段と同様に、岩内中央学園の開校に向けて検討すべき課題と認識しており、本年6月には、新たな学校整備に向けた開校準備委員会の専門部会であります、通学・防災部会を開催し、岩内中央学園の通学環境について、スクールバスの必要性や公共交通の活用、自転車通学の是非など、検討すべき項目を整理したところであります。

今後における具体的な検討につきましては、まずは送迎や通学時間などの実態と、保護者や教職員の意向を把握するためのアンケートなども実施した上で、開校準備委員会をはじめ、地域公共交通を所管する関係部署とともに、必要に応じて協議を行い、部活動の移動方法につきましては、通学環境全体の方向性を明らかにした上で、令和6年度の早い時期には決定していきたいと考えております。

5項めは、指導者の資格取得に対する支援と、国と道からの支援等についてであります。

部活動における指導者の審判や指導者資格等の取得の支援につきましては、個人に対しての支援は現在行っておらず、また地域スポーツクラブ活動体制整備事業においても、指導者資格等の取得の支援はありません。

しかしながら、資格取得等を含めた指導者の育成は、部活動の地域移行をはじめ、地域におけるスポーツ振興の観点からも非常に重要であることから、質の高い技術面の指導や、精神面の指導を含めた研修会の参加や、指導者資格等の取得の支援など、指導者の確保に向けて、その支援の方法について検討してまいります。

部活動の地域移行につきましては、単に部活動の実施主体を、学校から地域の団体等へ移行するのではなく、子どもたちにとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境の実現につなげていくことが大切であり、体制の整備や指導者の確保など、多くの課題がありますが、地域と連携し、子どもたちの可能性を広げ、伸ばすことができるよう取り組んでまいります。

6項めは、各種大会等への参加に対する補助金の見直しについてであります。

補助金交付要綱における支給対象は、中学校では、主に中体連・中文連の主催及び後援する大会を、小学校では、従来の学校活動から継承される陸上や野球などの少年団活動における大会の参加経費を対象としておりますが、現在では急激な少子化を背景に、小学校では少年団活動組織の減少、中学校では近隣他町村と編成する部活動における町村間の支援格差など新たな課題が生じており、教育委員会といたしましても、補助金交付要綱について実態に即した柔軟な見直しが必要と認識しているところであります。

現時点における見直しの方向性としては、保護者の負担軽減という目的のもと、中学校部活動は、今後の地域移行に伴う影響を注視し、交付要件の拡充な

ど必要な支援策を反映させていくと共に、少年団活動については、少年団育成の視点による新たな支援策の検討も必要と考えております。

また、対象とする大会の条件については、公平性の観点から大会主催者の公益性など、基準を明確にしていく必要もあると考えております。

なお、福祉バスの利用ができない場合の助成につきましては、現行の補助金交付要綱では、交通費として借り上げバスの費用も対象経費としているところであります。

いずれにいたしましても、補助金交付要綱の見直しにつきましては、中学校部活動における地域移行の本格的な導入と連動した段階的な対応が求められているところでありますが、実態に即さない点につきましては、早急な見直しが必要と認識しておりますので、令和6年度の大会参加から適用されるよう、順次、改正の準備を進めてまいりたいと考えております。

7項めは、各種大会等への参加に対する補助金予算の拡充についてであります。

大会等参加補助金につきましては、その年の全道及び全国大会への出場回数や、開催地までの距離などによって申請額が大きく変動するため、予算額は、毎年度、過去の平均を基本として計上しているところであり、年度途中において予算に不足が生じる場合は、財政部局との協議の上、予算の増額を行い、全ての申請に対して補助金を支給するよう対応してきているところであります。

支給要件の拡充につきましては、今後、中学校部活動における地域移行への影響なども考慮する必要があると考えておりますが、子育て世帯の財政的負担という観点においては、学校教育及び子育て政策全体の議論が必要となるものと考えますので、公平性や施策のバランス、優先性などを考慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

総務省が出している統計によると、消費者物価指数の令和2年11月を、失礼しました、令和2年11月を基準100とした場合に、令和5年10月は107.1と7.1パーセントも上昇している。補助対象となる交通費や運搬費、宿泊費等も相応に上昇していると考えます。この急な物価高騰により、町民、特に子育て世帯は大きな打撃を受けており、部活動やスポーツクラブ活動を断念せざるを得ない世帯がいることも聞き及んでいます。

補助金交付に対する要綱の見直しは急務であり、先の答弁において、実態に即さない点につきましては、早急な見直しが必要と認識しているとあったが、本年度においてまだ残されている要綱に適應しないスポーツクラブ等の大会に対しての支援や助成は可能か、またその検討の意思はあるか。

【答 弁】

教 育 長：

年度途中において補助金交付要綱を見直すとした場合、本年度においては、これまで要綱に適応しない大会参加に係る相談を受け、対象外とした事例もあり、その団体との整合性が取れないことから、年度内の要綱改正を行うには至っておりませんが、当該補助金以外の支援の可能性について、検討を進めてまいります。

2 福祉バス（たら丸バス）の更新と制度見直しについて

岩内町内の福祉関係団体等の多目的な利用に供することにより、利用者の日常生活に潤いと安らぎを与え、かつ健全で明るい社会を助長し、もって福祉の推進向上に寄与することを目的として供用されている福祉バス、たら丸バスは平成10年に制度が施行されてから今まで、多くの町民に対して移動の利便だけではなく行楽や研修、多くの学びや挑戦という実益と思い出を創出し地域社会に貢献してきたことは確かなこととあります。

しかしながら、福祉バスの制度が施行されてから25年経過した現在、社会情勢は変わり、本町においても総人口や年代の割合、各種団体の所属人数、必要とされている交通に係るニーズも大きく変化しており制度の内容について見直しが必要な時期と考えます。

また、コロナ禍の中で対人の運送業に関して雇用や経営への不安定性が憂慮されるようになったこと等を受けて運転手の不足が顕著な上に、管内バス業者に勤める運転手の高齢化は北海道後志地域公共交通計画の中においても指摘される等深刻な状況となっており、運転手の成り手不足の要因としてその賃金の妥当性についても官民間問わず言及されております。加えて長引く世界情勢不安による燃料高騰をはじめ急激な物価高騰は本町に限らず多くの運送事業者へと打撃を与えていることも踏まえ、その業務の委託に関しても委託料の見直し等相応の見直しが必要と考えます。

これらを受けて以下質問します。

1、現在の福祉バスが運用を開始したのが平成23年度であり、今年で12年となります。先代の福祉バスがおよそ12年経年の為に廃止となったことを考えると、現福祉バスも経年が進んでいると考えるが状況は。

2、町と町を取り巻く環境が大きく変化する中で、その制度に係る要綱について現状のニーズとのそごが生じている。現在所管する長寿介護課による福祉バスというくくりでは対象から外れるニーズも多いことから、所管の変更と福祉バスというくくり自体の見直しも必要と考える。

自治体が所有するバスに対してスポーツバスとして利用できる制度を設ける等、その利用範囲を拡張する施策を行っている自治体等もあることから町民のニーズに寄り添った制度の拡充も求められている。

町としての見解は。

3、現在の物価高騰は全国の運送事業者に対して大きな打撃を与え、運転手の賃金向上等の対応も必要な中で事業継続が懸念されている。それらを受けて事業の取捨選択も行われていることは泊神恵内線等の例にも見て取れるように深刻である。

現在の福祉バスの委託事業者に対する委託料は妥当であると考えるか。現在の事業者が置かれている深刻な状況を踏まえて見直しの予定はあるか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、現福祉バスの経年の状況についてであります。

現行の福祉バスにつきましては、平成23年度に購入後、現在12年が経過しておりますが、定期的な点検等を実施する中で、経年による部品等の交換を適時行うことで問題なく走行できており、現時点で具体的な入替え時期は定めておりませんが、運行事業者や点検事業者との確認も踏まえ、今後、更新時期などについて検討が必要になってくるものと考えております。

2 項めは、所管の変更、福祉バスというくくり自体の見直し、制度の拡充への町の見解についてであります。

現行の福祉バスについては、社会資本整備総合交付金制度の福祉バス購入手業を活用し導入した車両であることから、交付金制度上の一定程度の使用制限が設けられております。

こうしたことから岩内町福祉バス管理運行要綱においては、福祉関係団体や町内会・自治会の研修及び健康レクリエーションなどに関するときや、福祉活動の推進に関するときなど、福祉の推進向上に寄与することを目的とした利用要件により運用しているものであります。

ただし、福祉利用以外における利用ニーズもあることから、スポーツ団体の町外での大会参加など、本来目的の使用に支障が生じない範囲で一定の柔軟性をもって対応しているところであります。

また、福祉バスの令和5年度における運行状況では、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、ほぼコロナ禍前の稼働率に回復しており、利用の範囲を拡大した場合には、本来の目的での利用に支障が生じることも危惧されるところであります。

したがいまして、目的外の利用について、一定のニーズがあることは承知しておりますが、本車両については、あくまでも、福祉の推進向上を図ってまいりたいと考えておりますので、現段階において、利用範囲を拡充する考えには至っておらず、これまでどおり長寿介護課所管による運用を継続してまいりたいと考えております。

3 項めは、委託料の妥当性と、見直しの予定についてであります。

福祉バス運行管理業務につきましては、毎年度、指名競争入札により発注しておりますが、その内容について、乗務員や整備員、清掃員に係る人工費用のみの積算となっており、燃料費や消耗品費、車検費用などの経費は町の予算で直接負担していることから、燃料高騰などについては、運行事業者がリスクを負わない発注内容となっております。

また、積算においては、その時点における最新の賃金構造基本統計調査のバス運転手平均単価や、国が示す北海道労務単価を使用し設計額を算出しておりますので、委託料については妥当であると考えております。

次に、現在の事業者が置かれている状況につきましては、燃料高騰や人材不足など、あらゆる業界が厳しい状況にあると認識しているところではあります。が、福祉バス運行管理業務に限らず、町が発注する委託業務等については、国における労務単価等が適正に見直される中で対応していくものと考えていることから、現在、契約を締結している本業務を見直す予定はありませんが、契約期間中において、経済状況等により大きな変動が生じた場合には、契約条項の中で、両者協議の上、決定していく旨、定めていることから、必要に応じて契約内容の変更も可能となっているところであります。

いずれにいたしましても、今後においてもバス運転手が確保され、持続可能

な業務の遂行が図られるよう、国が示す労務単価等による適正な積算、また適正な契約の履行に努めてまいります。

< 再 質 問 >

経年による更新について、現時点で具体的な入替え時期は定めていないと答弁があった。現在の岩内町における福祉バスについては、福祉はもちろん教育としても重要な施策であり、途切れることなく提供されるべきサービスであると認識している。現在の福祉バスが社会資本整備総合交付金制度の福祉バス購入事業を活用したとされるが、その事業費の確保や捻出も考慮すると早期の検討が必要であり、先の質問で述べたとおりに、岩内町の現状に即した用途へと所管を横断していち早い協議が必要と考える。

今後、更新時期などについて、検討が必要となってくるものと考えたと猶予のある答弁であったが、検討へのスピード感は妥当と考えるのか。

また、現在の福祉バスの購入に係る事業費はおよそいくらか。福祉バスの故障などにより急な更新が必要となったときに、すぐ対応できる事業費であるのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、今後、更新時期などについて、検討が必要となってくるものと考ええると、猶予のある答弁であったが、検討へのスピード感は妥当と考えるかについてであります。

現行の福祉バスにおいては、定期的な点検等の実施により、問題なく走行できていることから、現時点で具体的な入替え時期は定めていないところでありますが、発注から納車までに一定の期間を要することが想定されることも踏まえ、入替えの計画について検討しなければならないものと考えております。

2 項めは、現在の福祉バスの購入に係る事業費はおよそいくらかについてであります。

現在の福祉バス購入事業費につきましては、本体及び経費一式で、2千120万円となっております。

3 項めは、福祉バスの故障などにより、急な更新が必要となったときに、すぐに対応できる事業費であるかについてであります。

今後における福祉バスの購入費につきましては、現行の車両購入後12年経過していることから、一定程度、価格は高騰しているものと見込まれますが、財源につきましては、地域づくり総合交付金や過疎債などの充当など、財源確保の見通しも含めて検討してまいりたいと考えております。

3 岩内町空き家等対策計画の進捗について

岩内町空き家等対策計画が令和4年6月に改定されておよそ1年半が過ぎました。空き家は全国的に深刻な問題とされており、景観の悪化、犯罪の増加、不動産価格の下落等多くの地域に対する不利益が指摘されています。それらを受けて地域住民に対する心的な悪い影響はもちろん、移住や企業誘致、商業や観光等を含めた関係人口や地域経済への悪い影響もあることは疑いようありません。

しかしながら、空き家対策は土地や建物の所有権や相続、税等が複雑に絡みあうことから取り扱いが難しく、当該計画の第4章空き家の対策についてに記載されているおよそ40の項目のうち、作成する、強化する等の具体的な施策が示されているもののほか、検討すると記された項目がその半数近くも占めております。これらの取扱いは町村の権限では対応が難しいことから、国の法や制度改正の動向に合わせて順次具体的な施策へと進めようとする町の姿勢であると推察しています。

そのような中、本年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され12月13日には管理不全空家が新設される等、空き家対策に対する新たな転機を迎えています。岩内町空き家等対策計画が円滑に進められることはもちろん、このたびの法改正等を受けて適正に見直しや改訂が行われることが望まれます。

これらを踏まえて、当該計画の第4章において記載されている空き家の対策についての進捗を以下質問します。

1、空き家予防の手引書の作成、財産管理人制度の検討及び推進体制の整備、空き家管理サービスの立ち上げ・導入に向けた取組、空き家等管理システムの更新、移住支援金支給事業の新設等の具体的に示された施策の進捗状況は。

2、検討するとされた項目のうち、検討された項目数と、いまだ検討されていない項目数は。また検討された主な内容と、検討が進み具体的な施策へと至った項目の内容は。検討した結果、実施が不可能と判断された項目は。

3、検討するとされた項目でいまだ検討がされていない項目に関してはいつ、どのように検討がなされる予定なのか。

【答 弁】
町 長：

1項めは、具体的に示された施策の進捗状況についてであります。

岩内町空き家等対策計画は、岩内町の空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、町民に広く周知することを目的として平成29年4月に策定し、令和4年6月に見直しを行っており、3つの基本目標のもと、5つの基本的な取組を設定し、それぞれに取組方針を定め、重複するものも含め、38の施策をもって空き家対策に取り組んでおります。

その中で、空き家予防の手引書の作成については、他の自治体で作成した手引書やマニュアルなどを参考に、掲載する内容について検討を進めているところであります。

また、財産管理人制度の検討及び推進体制の整備については、制度を活用した取組を実施している自治体を参考に検討を進めておりましたが、本年6月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、民法上は利害関係人に限定されていた財産管理人の選任請求権が空き家等の適切な管理のために特に必要と認められた場合は、市区町村長も選任の請求が可能とされたことから、これを踏まえた検討を進めることとし、推進体制についても、岩内町空き家等対策協議会に、令和4年9月より新たに不動産分野に関する有識者としていわない不動産業組合から委員を推薦いただき、町の空き家施策に関する体制を充実させたところであります。

また、空き家管理サービスの立ち上げ・導入に向けた取組については、令和4年度より国土交通省の補助事業である空き家対策モデル事業の採択を受けている民間事業者や道内他町村と連携し、空き家対策に関する各種取組を検討・実施する中で、空き家管理サービスを行う事業者のあり方について検討を進めているところであります。

空き家等管理システムの更新については、令和3年度に実施した空き家実態調査により新たに空き家の可能性があると判断された建物175件について、令和4年度より所有者等の調査や利用実態の把握を進める中で、空き家と確認された建物についての更新作業を進めているところであります。

移住支援金支給事業については、当初、空き家の利活用促進を目的とした中古住宅取得補助金や住宅リフォーム補助金と連携した取組として位置付けておりましたが、その後、庁内で協議を進める中で事業内容の見直しや、新たな取組を検討しているところであります。

そのほかにも空き店舗等活用支援事業の実施や、空き家所有者に対する適正な管理の依頼、所有者特定のための関係機関や団体に対する調査の取組、しりべし空き家BANKや岩内町空き地バンクに関する取組、消防署と連携した管理不全空き家に対する緊急安全措置の実施などの取組を継続的に進めているところであります。

2項めは、検討するとされた項目のうち、検討された項目数と、いまだ検討されていない項目数、また検討された主な内容と検討が進み具体的な施策へと至った項目の内容及び実施が不可能と判断された項目についてであります。

計画の中で、検討するとした項目は19項目あり、そのうち検討中若しくは検討済みの項目は8項目、検討されていない項目は11項目であります。

検討された主な内容としては、町における空き家対策の課題や検討事項に係る解決手法の一つとして、法改正により位置付けられた、空き家等管理活用支援法人の設置について、空き家対策モデル事業において検討しているところであります。

また、具体的な施策へと至った項目としては、高齢者世帯への終活の必要性の周知啓発や情報提供の機会創出に係る取組として、町内の戸建住宅に居住している方で将来空き家となることに不安を抱えている方などを対象とした無料相談会の開催を予定しております。

なお、実施が不可能と判断した項目は、現時点ではありません。

3項めは、検討するとされた項目でいまだ検討されていない項目に関して、いつ、どのように検討がなされる予定なのかについてであります。

未検討の項目については、本計画において概ね5年後を目途に計画の見直しを図ることとしていることから、ほかの全ての項目も含め、計画の見直しまでに、引き続き民間事業者や関係団体、有識者との連携を図ると共に、他市町村の先進事例も参考としながら検討を進めてまいりたいと考えております。

4 手話言語条例の制定とろうあ者に対する支援体制について

日本において、ろうあ者と、そして手話に対する理解は国際的に遅れているとされ、かつてはほとんどのろう学校においてさえも手話の使用が認められない等、ろうあ者は差別と無理解に苦しんでいました。

平成26年1月に国は障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約を批准し、同条約中第2条の定義に、手話は言語と明記されたことを契機に、手話言語法制定を求める意見書が平成28年3月に全国すべての自治体において採択される等、ろうあ者への理解促進と手話を言語として広める動きに一定程度の進捗が見られました。

しかしながら、手話を言語と認め、手話を使う人々の権利を保障する手話言語条例を制定している自治体は、全1,724自治体中506自治体と全体の29.35パーセントにしか及ばず、いまだ十分な理解と施策が取られているとは言えないのが現状です。

これらを受けて以下質問します。

1、現在ろうあ者に対して制定・施行されている町の条例や、取り組まれている支援・制度はどうなっているか。

2、地域のろうあ者や手話関連の団体への聞き取りや話し合いの場はあるのか。また、そこで話された主な内容や要望は。

3、手話言語条例は岩内町の住民だけではなく、岩内町を生活圏とする近隣を含めた住民、移住や定住者、観光やビジネスで訪れる関係人口等に広く関わることを考えるが、町の手話言語条例に対しての認識と必要性に関する考えは。

【答 弁】
町 長：

1項めは、現在、ろうあ者に対して制定・施行されている町の条例や、取り組まれている支援・制度はどうなっているかについてであります。

町において、ろうあ者に係る直接的な条例の定めはありませんが、身体障害者福祉法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体障害者福祉法施行細則や岩内町障害者等福祉サービスの支給決定基準に関する規則、岩内町地域生活支援事業実施規則等の例規を定めております。

また、現行の支援・制度につきましては、身体障害者手帳の交付事務や、住宅改修を行う場合の支援、岩宇4町村共同による手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成講座等を実施しております。

2項めは、地域のろうあ者や手話関連の団体への聞き取りや話し合いの場と、そこで話された主な内容や要望についてであります。

ろうあ者への聞き取りにつきましては、社会福祉課の窓口において、身体障害者手帳の申請時などに、お困りごとや希望するサービス等を伺い対応しているところであります。

また、手話関連の団体への聞き取りや話し合いの場につきましては、これまで、手話奉仕員養成講座時や、手話通訳者の派遣時に、団体の会員の方との意見交換を行っているほか、本事業を受託している岩内町社会福祉協議会を通じて、ろうあ者の方の生活状況などを伺っております。

また、本年6月、泊村に対して、北海道ろうあ連盟後志ろうあ協会より、岩宇4か町村による手話言語条例制定の要望書が提出されたことから、本町と泊村が窓口となり、岩宇4町村の障害福祉担当課長、手話関連団体、岩内町社会福祉協議会を参集し、意見交換したところ、手話言語条例の制定にとどまらず、手話に関わる地域における課題や実情等を共有できる場を改めて設けるべきとなり、座談会という形で、7月以降3回実施してきたところであります。

その中では、手話言語条例制定の必要性はさることながら、ろうあ者の日常生活での困りごととして、情報発信のあり方や、災害時の避難に係る防災対策、手話通訳者の養成などが挙げられており、まずは、個々の課題を順に解決していくことを優先して取り組むべきという声が多くあったところであります。

また、手話言語条例の制定については、その作業等の進捗状況を踏まえた上で、岩宇4町村で、歩調を合わせて行う必要がある旨の話し合いがなされております。

3項めは、町の手話言語条例に対する認識と必要性に関する考えについてであります。

手話言語条例についての認識と必要性につきましては、本年9月、北海道ろうあ連盟後志ろうあ協会、北海道手話通訳問題研究会後志支部、岩内手話の会の連名により、本町に対しても条例制定の要望書が提出されたところであります。

障がいを持っている方への国の動きとしましては、平成26年1月、障害者の権利に関する条約について、国が批准し、同条約を基に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がいのある方への情報伝達やコミュニケーション手段についての合理的配慮が社会の中で求められております。

町といたしましては、これらの法の理念などから、障がいのある方にとっての、障がいの特性に応じた手段により、容易な情報の取得や、コミュニケーションが可能となる環境の整備、また障がいのある方に対する町民の理解促進を

進めていくことが重要であると認識しております。

こうしたことから、手話言語条例の必要性は十分に理解しており、今後の座談会の参加者との話し合いの内容を踏まえ、条例の中で定める推進施策設定の進捗状況に応じて、岩宇4町村で歩調を合わせて条例を設定するよう準備を進めてまいります。